

暴風警報が発表された場合の登校について

- 1 以下の規定（3～7）については、登校する以前に、名古屋地方気象台から東三河北部または東三河南部に「暴風警報」が発表されている場合は、全ての生徒を対象とする。
- 2 東三河北部または東三河南部に暴風警報が発表されておらず、自宅のある地域では発表されていた場合、自宅地域の発表状況に合わせて対応する。
- 3 電車利用者は、午前6時の時点で暴風警報が発表されている場合は自宅待機とする。
- 4 バス利用者は、午前7時の時点で暴風警報が発表されている場合は自宅待機とする。
- 5 その他の生徒は、午前7時30分の時点で暴風警報が発表されている場合は自宅待機とする。
- 6 午前11時以降も暴風警報が継続されている場合は、授業を行わない（休校とする）。ただし、午前11時までに暴風警報が解除された場合は、解除されしだい登校する。
- 7 午前11時までに暴風警報が解除されても道路の冠水、河川の増水、土砂崩れ等により登校が危険な時や交通機関の途絶や遅延等により登校が困難な時は、登校しなくてもよい。なお、その場合は、学校に連絡すれば、家庭学習とする（出席停止扱い）。ただし、学校への連絡がない場合は、欠席となる。
- 8 在寮時の寮生は、学校の指示に従う。